

計画主体名	滋賀県・大津市		
計画期間	H27～H31	総事業費（交付金）	10,000千円（5,000千円）
実施期間	H27～H28		

## 1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	レ	田上I地区活性化計画については、定住化による地域人口の減少率の低減を目標としており、法第3条第1号・2号・3号及び法に基づく国が策定する基本方針とも適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	レ	事業地は農業振興地域であり、大津市総合計画第3期実行計画（スマイルプランおおつ：H25～H28）に基づき「田園や森林を守り育てる」施策として取り組むこととしている。大津市南部地区ほ場整備事業マスタープランの事業計画に整合している。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	レ	当事業については、地元農業者の要請に基づくものであり、平成26年6月に発足した田上土地改良区設立準備委員会との協議に基づき進めている。
事業の推進体制は確立されているか	レ	田上土地改良区設立準備委員会と滋賀県、大津市が連携し実施している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	レ	農業基盤の整備を契機とした農作業の省力化、効率化により、農業経営の安定化を図ることにより地域人口の減少率の低減という目標が達成されるため整合している。
計画期間・実施期間は適切か	レ	平成27年度から平成28年度に農用地集団化事業に取り組み、平成28年度に県営経営体育成基盤整備事業の採択を受け、平成29年度から事業着手を予定している。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	レ	交付額算定率50%の5,000千円で範囲内である。 （交付限度額＝事業費10,000千円×交付額算定率50%）

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠						
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	レ	今回交付金により新規に実施する事業である。						
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。						
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	—	該当なし。						
事業による効果の発現は確実に見込まれるか								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 719 1030 890">費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）</td> <td data-bbox="1030 719 1267 890">レ</td> <td data-bbox="1267 719 2072 890">費用対効果分析は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）第2の3により、投資効率1.0とみなして算定することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 890 1030 991">上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</td> <td data-bbox="1030 890 1267 991">レ</td> <td data-bbox="1267 890 2072 991">投資効率1.0とみなして算定できる。（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領による。）</td> </tr> </table>	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	レ	費用対効果分析は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）第2の3により、投資効率1.0とみなして算定することができる。	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	投資効率1.0とみなして算定できる。（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領による。）	レ	費用対効果分析は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）第2の3により、投資効率1.0とみなして算定することができる。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	レ	費用対効果分析は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）第2の3により、投資効率1.0とみなして算定することができる。						
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	投資効率1.0とみなして算定できる。（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領による。）						
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	レ	投資効率1.0とみなして算定できる。（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領による。）						
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	レ	事業内容、事業実施主体等については実施要綱第3及び実施要領第2の要件に該当するものである。田上土地改良区設立準備委員会総会において事業計画の承認を得ている。また、事業予定区域内の地権者の約90%から仮同意を得ている。						
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	レ	事業実施主体は大津市であり、個人に対する交付及び目的外使用の恐れはない。						
施設等の利活用の見通し等は適正か								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 1299 1030 1399">地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか</td> <td data-bbox="1030 1299 1267 1399">—</td> <td data-bbox="1267 1299 2072 1399">該当なし。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1399 1030 1460">近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。</td> <td data-bbox="1030 1399 1267 1460">—</td> <td data-bbox="1267 1399 2072 1460">該当なし。</td> </tr> </table>	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。	—	該当なし。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	—	該当なし。						
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。						
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	—	該当なし。						

利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当なし。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	— —	該当なし。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	該当なし。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	レ	経営体育成促進換地等調整事業の積算基準により、算定している。
建設・整備コストの低減に努めているか	—	該当なし。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	該当なし。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当なし。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	—	該当なし。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	—	該当なし。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当なし。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	該当なし。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当なし。

生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当なし。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当なし。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当なし。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	レ	大津市は事業実施主体として予算措置により対応する。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	レ	入札、契約については大津市の契約規則等に基づき、指名競争入札又は随意契約により実施する。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	—	該当なし。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	—	該当なし。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。